

<書評>

## 大唐六典の補訂について

—ある批評に答えて—

内田 智雄

昭和48年末、広池千九郎博士の大唐六典の訓点本に、私の補訂を加えたものが出版されたが、山根幸夫氏が東洋学報（第56巻、1号）に過大な讃辞を載せられたのに対して、昨年末の法律時報（第46巻、12号）に奥村郁三氏が、相当手きびしい批判を寄せられており、いずれも最近になって知人がプリントして送ってくれ、初めてそれを知ることを得た。山根氏の紹介についてはしばらく措くとして、奥村氏のそれは、補訂者としての基本的立場に触れる問題もあるので、ここにあってペンをとって所懐の若干を記することとする。

この広池博士訓点本の補訂（以下、訓点本と略称する）において、最も問題になり、かつ私の補訂作業の意義の存否も、評者も指摘されているように、宋本および職官分紀との校合の正否にかかり存しており、評者が先学の玉井是博・内藤乾吉両氏の名をあげていられるので、最初にこの書刊行にいたるまでの経緯に似たものを記しておくことが、高評に対する基本的な回答となるであろう。私は始めて広池博士の訓点と若干の書入れをした大唐六典を手

して、これはそのまま覆刊したとしても、十分学界に寄与するに足るものがあると考えた。それは、私自身「中国歴代刑法志」の訳注の過程において、何回となく六典に依拠し、またそれを引用したにかかわらず、六典全巻の通読をしたことがなかったのみならず、しばしばその読解に苦勞をした経験があるということと、今ひとつは不学にして、近衛本六典の全巻に対して、句読・返点・送り仮名を付した書物の存在を知らなかったということにある。しかしなんとしても気になったのは、玉井是博氏の「南宋本大唐六典校勘記」の存在である。すなわち広池博士の訓点本を刊行する以上は、この際、校勘記だけは頭注として付することが当然の私の義務であり、訓点本にさらに意義あらしめる所以のものでもあったと考えた。そして私は「校勘記」所収の「支那社会経済史研究」一冊を携えて、宋板六典の写真版所蔵の京大人文科学研究所に出かけた。そして宋板写真版と玉井氏の「校勘記」とを対校してみると、玉井氏のそれには若干の脱誤があり、また宋本の文字の磨滅したところ、不鮮明な文字に対する玉井氏の比定には、問題のある箇所を存することを知って、玉井氏の「校勘記」によって、訓点本の頭注としようとした私の安易な考え方は、根本的に改めざるを得ないこととなった。しかしこのことは、玉井氏の「校勘記」の非をあげつらう意図のものではなく、およそ校合という仕事には、多少の差はあれ必ず随伴するところのもので、それが一人、あるいは日時を限ってのものであればなおさらのことであって、かつて評者も参与された「唐律疏議校勘表」の異本の校合も、今日となつては評者自身が、その再校合の要をもらされているのに徴しても明らかである。

かくて私は直接、宋板写真版について校合を進めることとしたが、そのうち、参考にもと、平岡武夫氏から貸与された近衛本六典には、すでに極めて周到な宋本写真版との校合が書き入れられていた。周知のように平岡研究室では、唐代の詩文その他の索引類が逐次刊行されていて、氏の研究室は、索引や校合のいわば専門家の集いであって、信頼するに足るものであることは改めていうまでもなく、爾後、大いに平岡氏の書き入れを利用させてもらうこととした。そして研究所の写真版による一応の校合を了えた段階におい

て、研究所蔵の写真版の不鮮明な文字について、一字でも多く判明ならしめたいという念慮から、このたびは隣居の内藤乾吉氏蔵の宋本写真版を借来して、それと比較対照する作業を行なった。そのとき内藤氏から教示されたことは、宋本との校合とあわせて、同じく人文科学研究所蔵の「職官分紀」所引の六典を校合すべきこと、ただし職源撮要（宋、王益之撰、1巻）は採るべきでないとのことであつた。ついでもっていえば、このときまで不学な私は、「職官分紀」という書名だに知らず、ましてやそれに六典が数多く引用されていることなど、露ほども知るところなかつたことを告白しておく。このようにして私は、再び研究所に通い始めて職官分紀との校合を行なったが、当然に存するであろう私の校合の脱誤を補正すべく、内藤氏の校合本を借覧することとした。内藤氏の校合本には、ひとり職官分紀のみならず、宋本との校合もあわせ記されており、しかも朱筆と藍筆とをもって両者が区別されていて、これによって両者を同時にあわせ校合し得る便を得たわけであつて、内藤・平岡両氏の学恩は、今も忘れがたいものとして胸奥にある。

訓点本六典の校合は、以上のような経緯のもとに、両氏の校合の成果を踏まえてのものであつて、私自身による脱誤、および記入にあたられた欠端・小川両君に誤記のないかぎり——校正は嚴重にしたつもりである——その校合に関しては、ほぼ完璧に近いものといつてよいことは、上記の校合の経緯に照しても知られると思う。とはいえ、宋本六典もほぼその半ばを有するにすぎず、職官分紀引くところもまた全巻に及ぶものではないが、その限りにおいて、宋本や職官分紀との文字の同異を悉く示し、特に近衛本校語の比定する文字については、六典の本文および本注ともに、宋本との対校において、その当否をそれぞれ当該の文字に記号を付して示し、またそれを一々欄外に注記するという方法をとつたが、これは幸いに山根氏の評価を得るところとなつた。補訂者自身もまた、若干の自負なきを得ないことを正直に告白しておきたい。そしてそれは結果として、近衛本の優秀さを示す一証ともなっている。伝えられるところによると、近衛本の校訂者は家熙（?—1736）自身ではなく、彼がその後援者であつた伊藤東涯（1670—1736）であるとする説

もあるが、六典の「解題」に記したように、家熙自身が「今や職を辞して河のほとりにおり、群籍を参伍して手づから校正を加え、すでにして業を卒え、乃ち出して梓に授く」と記し、また「蓋し校勘の功、二十寒暑を経たり」と述べている以上、他に確たる証拠がないとすれば、これはやはり家熙の手になるものとするよりほかにはないと思う。

次に評者は、宋本と近衛本とをつなぐ明の正徳本との校合の要を説かれ、それによって近衛家熙が一定の解釈のもとに、正徳本自体を変えていることもわかり、宋本から近衛本に至る解釈の変遷も分明する筈であるとされているが、この点はまさに指摘のごとくであるであろう。評者がその一例としてあげられた「上番日給」（近衛本巻3、52枚裏。訓点本76頁下段、左）なども、宋本がこの4字を双行の注としていること、訓点本に注記したごとくであるが、正徳本もまた宋本を襲うて双行の注としているのに対して、近衛本は正徳本に依拠したことを明記しながら、あえてこれを六典本文としている。おもうにこれは、その前行の本文に、「諸牧監獸医上番日給」（宋本は「給」を「及」に作る）とあって、ここの「上番日給」が双行の注でないことになって、近衛本はこれを本文としたものであろうと思われる。そしてこれが是非の問題については、もちろん補訂者の任でもなく、また評者の期待されるところでもないであろう。問題は近衛本と正徳本との校合によって、宋本から近衛本に至る、上記がその一例であるが、六典本文に対する解釈の相異とその変遷の過程が知られるということであるが、近衛本が正徳本に依拠したものであることは、家熙みずからも記しており、訓点本解題にも記したごとくであって、すくなくとも私は、改めて正徳本との校合の必要を認めていなかった。もし評者が言われるような問題が、問題として採りあぐべきであるとするならば、別に近衛本六典の研究として、評者のような唐代専攻の法制史家にこそ望みたいと思う。そしてさらに卒直にいうことが許されるとすれば、たまたま世に出た訓点本に、一挙に、あまりに多くのことを要望されすぎている嫌いがあるのではなからうか。いうまでもなく六典のように、テキスト自体に問題の多い重要な古典の研究は、人を俟ち、時を経て、漸々

にその完備が期待されるもののように思われる。

次に宋本との校合に関連して、評者の指摘された若干の問題について所見を述べる。

まず第一は、近衛本と宋本とを対校しながら、補訂者が広池訓点を点検していないという指摘である。実のところ「点検」ということばの具体的意味内容が明らかでないが、もし宋本によって広池訓点を改めるという意であるとすれば、いきおい近衛本の文字を改めざるを得ない場合が生じてくる。しかし宋本が紹興本であるとしても、それは明らかに後摺本であり、誤刻も欠字もまた補刻も存しており、これによって近衛本そのものを改めるということには、なみなみならぬ勇断を必要とし、補訂者の能くするところではまったくない。いわんや宋本が完本ならざる残巻であり、時に断簡に等しい部分さえあるにおいておやである。かりに宋本の完本があったとしても、宋本必ずしも信頼し得ないことはいうまでもない。その最も典型的な一例は、宋本と職官分紀との文字の異同や、近衛本とのそれにも見ることができ、そのいずれに従うべきかということも問題になるし、また近衛本必ずしも誤っていないという場合もすくなくからずある。かりに宋本に従って改めるとしても、鮮明を欠く文字、欠字、未刻、補刻の個所などは、そのまま広池訓点に従わざるを得ないこととなり、却って困乱を招くという結果をもたらしたくないか。これらの点を評者は具体的にどのように考えていられるであろうか。思うに広池訓点は近衛本によって読んだものであり、それはそれとして存し、補訂者が近衛本に加えた宋本および職官分紀の校合によって、広池訓点を改めて検討するというのが、いやしくも六典を読むというほどの人ならば、それはむしろ読む人自身に課せられた問題であって、その読み方自体が、その人の学識の如何を示すものということにもなるであろう。このことはすでに「解題」において若干は触れておいた筈である。

また評者は、近衛本巻1、16枚裏（訓点本、14頁）の「若左」以下28字の六典本注に対しては、補訂者が、「若左以下二十八字、宋本作双行注」と注記したが、評者はこの28字は六典本注であり、近衛本も本文より現に1字下げ

ており、かつ宋本の本注はもともと双行であるから、補訂者の頭注はまったく無用であるという意味のものらしいが、これは近衛本の校語が、『若左』以下二十八字は、当に旧唐志に従って本文と作すべし」としているのに対する注記である。すなわち宋本は双行の注であり、校語のごとく本文とすべきでないということを記したもので、私はこれを決して無用とは考えていないのみならず、近衛本の極めてすぐれた校語に対して、宋本との対校の上で記したこの種の注記は、補訂作業のひとつの特徴をなすものであることを認めていただきたいと思う。

また訓点本はその79頁以下に、「今以宋本補之」と欄外に注して、近衛本の脱葉個所を補っているが、これは評者によると、宋本の復元に似た形になっており、大きな誤解を生むおそれがあり、従ってここは、玉井氏がその「校勘記」に宋本の写真を挿入するという方法をとっているのが、遙かに周到なやり方であるという指摘である。この点については次のような事情を考慮に入れてほしい。

評者の指摘する「宋本復元」云々の問題は、結局、宋本の写真版掲出の問題にかかわりがあるようなので、まず宋本の写真版について記しておこう。私も最初この個所は、評者のいわれるように、宋本の書影を掲出することを考えないではなかったが、それを断念するにいたった最たる理由は、宋版の写真版そのものが、かつて玉井氏がその著書に掲出されたそれよりも、今日となっては、さらに不鮮明になっているということである。考えてもわかるように、玉井氏の宋本の撮影は昭和5年、約半世紀前のことに属し、当時一般に、まだ写真技術は幼稚であり、しかもそれは北京で、おそらく中国人によって乾板で撮られたものの如く、今日われわれが古版本の書影一般に見るような鮮明なものでは決してなく、加うるに半世紀になんなんとする歳月の経過は、全体に褪色の度合いを著しくしており、また、その間における同学の諸氏によるこの写真版の利用は、玉井氏の当時におけるよりも損傷の度を増しているというのが実状である。従って訓点本に宋版の写真を再撮影して挿入したとしても、それはかつて玉井氏自身が、写真版とは別に闕葉全文を

「校勘記」に掲出されているように、訓点本に付したごときものを補わないかぎり、この葉の磨滅や欠字が特に著しいため、判読は殆ど不可能に近く、評者のいわれるような意味では、写真版掲出の意味は余りないといわざるを得ない。そしてそれは、訓点本に挿入した宋本の欠葉個所の筆写を見られても明らかであるであろう。従って訓点本の採った形の方が、宋本と職官分紀との異同を注記する上でも便宜であった。また補葉の版心に「卷之三」と入れたのが宋本とまぎらしいというのであれば、この葉は本来、近衛本巻三、四九枚裏（訓点本75頁上段左）に入るべきであるが、当該の個所に補入し得ないため、止むを得ず数葉飛ばして巻末の、しかも近衛本「補考」の後にページを改めて挿入したもので、読者の便を慮ってのことであって他意はない。因みに宋本の版心には「六典三」とのみあるに対して、近衛本は「大唐六典考訂卷之三」とある。なお宋本が毎半葉10行、行20字であるのに対して、訓点本補葉が半葉7行、20字としているのは、一に書入れ上の技術的な制約にもとづくものである。

次に評者の問題とする広池訓点の当否についてであるが、私は広池訓点には原則的には手を入れないという立場をとっている。このことは、さきに宋本と近衛本との異同について記した際にも触れておいた。評者が誤読の一例としてあげた「丞郎見尚書、執契对揖、称曰明時、郎見左右丞、对揖、呼曰左右君」の訓点(訓点本16頁)は、对句的表現をなすもので、意味の上では大差なしとしても、評者の指摘のごとく句読点を打つべきであると思われる。しかしその上欄に補訂者の「郎は上につけて読むべし、類函の設官の第八に見ゆ」という注記は、広池訓点のケアレスなミスを是正するに足るものがある。補訂者によるこの頭注は、実は東坊城家本の書入れを移写したものであるが、おもうに東坊城家本においても、広池訓点と同じように点を打つおそれを感じたので、わざわざ淵鑑類函の設官部を引合いに出しての注記であると思われる。

また訓点本(14頁)が「糺諸不法」を、「もろもろの不法を糺す」と読んでいたのに対して、評者は「諸を糺して法ならざれば」と読むべきだとされ



るが、私は必ずしも誤っているとは考えない。しかし仮りに評者の説に従うとしても、この種の句読訓点の若干の誤りや、異論の余地のあるであろう訓点は、六典といった書物の性質上、何びとたりとも避けがたいものというべきではなからうか。

この六典の訓点という作業に、かりに著作という名をあたえたとすれば、著作者はあくまで広池博士その人であって、私は単にその補助を演ずるものにほかならないし、それがまた、私のような立場にある者の、先学に対する礼儀であると考えている。しかしもしこれが私自身の仕事として、一般の書肆によって出版するというのであれば、またおのずから別の立場も存し得るかと思う。特に今次の訓点本は、出版所たる広池学園が、その創立者たる広池博士の遺業顕彰の意も兼ね寓して、採算を度外視しての出版である。もし評者にしてこの辺の事情をもあわせ考量されるならば、私の補訂ということばの意味内容も、おのずから明らかとなるであろうと思う。

以上、縷々として宋本および職官分紀と近衛本との校合について記してきたが、校合そのものについては、おそらく評者の諒解が得られたことと思う。そしてこの両本との校合によって、私の補訂の任務はまったく終わっているわけである。問題は東坊城家本の書入れの再録と、私自身による出典についての若干の補足である。これについては評者のいわれるごとく、まことに不十分かつ偏頗なものであることは、当初から私自身の熟知するところであった。にもかかわらずこれをあえて書入れたについては、大体、次のような考え方があったからである。

「解題」にも記しておいたように、この東坊城家本の書入れは、文政以降安政7年にいたるほぼ50年間にわたり、菅家五人の公卿による六典の会読によって、引きついで書き入れられてきたものであり、殊にそのうち菅原在家や菅原聡長は、公卿社会における当時第一級の学者であって、その書入れの文字も極めて見事なもので、幕末に近い時期の堂上華族における六典研究の代表的なものとして誤りはない。しかるにその書入れは、指摘のごとく不十分の一語につきる。さればとて私は、わが国にこれ以上のもののあることを寡

聞にして知らない。おそらくこれが、当時におけるわが国の六典研究の実情であり、またその最高の水準を示すものといつてよいと思われる。もし果たして然りとするならば、それが内容的にも分量的にも不十分であることの故をもって、採録すべきでなかったとは考えない。おそらく唐代法制の専門家たりとも、決して得るところなしとは思わないし、ましてや一般の歴史家や学生にとっては、なに程かの寄与をなすであろうことを信じて疑わない。要は補訂者たる私が、積極的にその不備を補うべきであったが、私は訓点本の校合に際して、気づいた典拠の若干を補記したにすぎず、もともとそうしたことは、私の能力を遙かにこえた問題であり、また私の企図するところでもまったくなかった。要するに東坊城家本の書入れの採録は、利光三津夫氏が同書を貸与されたことによる偶然に出づるものである。事実私は当初、広池訓点との比較の資に供するためにのみ借覧したのであるが、その注記に棄て去りがたいものを感じて採録したのであって、いわば補訂の補足以外の何ものでもない。

いうまでもなく六典の内容は多岐にわたっており、短年月に、また一人の手による注の完備といったことは、おそらくは至難のわざと思われる。幸いにしてこの訓点本の不備な注記を一石として、他日、兄等のような専門家の手による完備した注の完成をこそ、私の期待し、かつ冀求してやまないところである。

ともあれ、近衛本の原版は大部に失し、かつ今日では入手困難であり、京都大学影印の和装近衛本は細字にすぎて不便であり、われわれは通常、台湾の文海出版社印行の近衛本を使用しているが、そのいずれにも句読点さえなく、また原本以来全巻の目次も付されておらず、検索に日常不便をかこってきたのであるが、この訓点本によって、それらいくつかの不便が解消せられ、読解上また使用上、すくなくならぬ便益をあたえられたであろうことは、これらの点に限ってのみいっても、私の信じて疑わないところである。この書の出版が、やがて本格的な六典研究の契機となり、またその素材たらしめ得るとするならば、補訂者として私の欣快これにすぐるものはなく、また地下の

広池博士も大いに瞑するところであろうと思う。

終わりに評者が、限られた紙数と制約された期限のうちに、この書に対していくつかの重要な問題点を提示せられたことに対して、饒舌とも思われる釈明をあえてしてきたが、私にまったく他意のないことは、平素熟知の同君なるが故に、十分諒せられるものと信じている。

広池千九郎 訓点  
内田 智雄 補訂

『大 唐 六 典』

山 根 幸 夫

〔本文中に言及されている山根幸夫氏の紹介文を山根教授の諒解を得て次に附載する。参考に供し得れば幸いである——編者〕

今般、広池学園事業部から『大唐六典』が刊行された。本書は広池学園の創始者である広池千九郎博士（1866～1938）が、句読・訓点を施し、書入れを行なった近衛本六典を定本として、これに内田智雄氏が補訂を加えた複製本である。

広池博士は、わが国における東洋法制史研究の開拓者で、1895年、上京して『古事類苑』の編纂にたずさわり、編集長佐藤誠実の助修として、1907年、同書の完成に至るまで、これに参与した。古事類苑が完結した後、穂積陳重の勧めもあって、1910年学位論文「支那古代親族法の研究」を東京帝国大学法科大学に提出、1912年法学博士の学位を授与された。1915年、上記の学位論文に、「韓国親族法に於ける親等制度の研究」および「支那喪服制度の研究」を併せて一冊とした『東洋法制史本論』を刊行した。広池博士の東洋法制史研究の狙いは、東洋法とローマ法その他との比較により、或いはまた近代法研究の分類や方法を採用入れることによって、東洋法の体系と特質を解明することにあつたようである。かかる博士の意図の一端は、未定稿『東

洋法制史総論』——中国・朝鮮および日本における法典編纂の歴史を叙述した遺著——にも見ることができる。

但し、広池博士の東洋法制史研究の最初の成果は、まだ古事類苑の編纂に従事中だった1902年に完成した『倭漢比較律疏』（稿本、未公刊）である。内田氏によれば、同書の序には次のような趣旨のことが記されている、という。すなわち、

自分は日本の律令研究の過程において、唐六典と唐律疏議との註解を作ろうと志したが、二書のうち、後者が前者に比して難解なので、まず唐律疏議から着手することとした。しかし唐律の研究には、わが国古代の律令を併せ読む要があり、わが律令を読むためには、倭漢の律の異同を比較研究することが肝要であつて、それには、まずわが国の律の佚文を蒐集して、唐律との字句の異同を明らかにすべきであると（解題、7頁）。

右の意図に基づいて、できあがったのが前述の『倭漢比較律疏』である。而して内田氏によれば、この書の序文の末尾に、「他日閑暇を得、もつて本書（唐律）と六典の註解を作さんと冀うのみ。明治33年8月」とあり、更に「明治39年11月、改めてこれを書す」という追記があるという。それ故明治39年には、まだ六典の註解はできあがっておらず、従つて、それが完成したのは明治40年以降のことと言えよう。

但し、広池博士には六典註解と名づけた稿本は残っていない。それ故、内田氏は、広池博士が句読訓点を施し、書入れを加えた近衛本六典を、六典註解であろうと推定する。なぜなら、広池博士はその読了した漢籍に必らず克明に句読点を施すことを常としたが、本書に見られるように、訓点（返り点送り仮名）を付したものは、絶無か稀有のケースであり、而もそれが最終巻まで完全に行なわれているのは、恐らくこの六典のみである。このように考えれば、本書が六典註解そのものではないにしても、これが六典註解を完成するための基礎的作業としてなされたことは間違いないであろう。

さて、この訓点本六典が完成したのは、何時のことか確定すべき資料はないが、恐らく明治末年のことであろう。然らば、広池博士が訓点を施した近

衛本は、半世紀以上も広池学園の書庫に埋もれていたが、昭和47年夏、それが初めて発見され、内田氏が更に補訂を加えて出版されることになったのである。本書の定本になった近衛本は、南宋紹興刊本の系統を引く、現存の刊本の中では最良のものであるが、それでも相当数の欠葉・欠字・訛奪等があるので、内田氏は紹興刊本の残巻<sup>(註)</sup>によって、それらの補訂を試みたわけである。

(註) 紹興刊本の残巻は、昭和5年、故玉井是博氏が、北平で写真撮影したもので、玉井氏によって、紹興刊本の残巻と断定された天下の孤本である。この写真版は、現在わが国では東大東洋文化研究所、京大人文学研究所および内藤乾吉氏の三者によって所蔵されているにすぎない。

右の宋刊本残巻と近衛本との校合は、既に玉井氏によってなされ、「南宋本大唐六典校勘記」(玉井『支那社会経済史研究』所収、岩波書店、昭和17年)として公表されているが、内田氏は更に精密な対校を試み、玉井氏が判読し得なかつ文字、或いは判読しても断定できなかつ文字の相当数について、解説を試みている。かかる内田氏の努力によって、本書は近衛本の欠を補った、最も確実なテキストになったといえよう。

内田氏はまた、四庫全書珍本初集所収の『職官分紀』所引の六典をも、校合に利用している。その他、東坊城家本を参照して、本書の頭註に添加している。東坊城家本も、近衛本に句読訓点を施し、書入れたものであり、而もそれは何代かの手になったものの如くであるが、主として菅原聡長(1799~1861)による書入れだといわれる。内田氏はこの東坊城家本の書入れを、多少の取捨選択を加え乍らも、その多くを本書の頭註として採録している。また、内田氏自身による増補も試みられている。

前述したように、本書には広池博士による墨筆の書入れも見られるが、それ以外の宋刊本残巻・職官分紀・東坊城家本などによる補訂は、すべてペン書きでなされている。これによって、内田氏による増補であることが、はっきりわかるわけである。

以上の如き、内田氏による補訂の結果、半世紀以上も前に、広池博士によ

って施された句読・訓点にも相当改める必要が生じたと思われる。但し、内田氏も「近衛本と宋本残巻および職官分紀との対校によって、この書の句読および訓点は、相当改めざるを得ないこととなるが、これは、当時の与えられた条件のもとでは、なんびとたりとも如何ともなしがたいところであって、寧ろそこに、先学の苦心読解の迹を偲ぶよすがが存するともいい得るということである」と述べているように、決して広池博士の功績を損なうものではない。因みに先般刊行された『モラロジー研究』No.2に、欠端実・小川尚両氏による、本書の書評が掲載されており、筆者は欠端氏よりその抜刷を恵与されたが、その中で両氏は、広池博士が訓点を施すに当って、官版『六典』の訓点(送り仮名は付けていない)に依拠することなく、その誤謬を数多く訂正している事実を指摘している。宋刊本残巻も職官分紀も利用できなかった時点で、広池博士がこれだけの業績を挙げていることはまことに賞讃に値しよう。なお、欠端・小川両氏は内田氏を助けて、本書の書入れ・校正などの実務に当たった人たちである。本書が刊行されるについては、両氏の地味な努力も忘れることはできない。

欠端・小川両氏の書評の中で「補訂者による校合の一つの目的は近衛本『大唐六典』のいわば原著者たる近衛家熙の学識の程を明らかにするところにあったようである」と述べているが、この指摘は傾聴に値するものといえよう。何故なら、内田氏は本書で、近衛家熙の考訂部分(割註の形をとっている)に対しては、その一つ一つについて、すべて宋刊本残巻や職官分紀との異同を、頭註として、或は○印△印を付することによって、家熙の考訂の正確さを、結果的に証明しているからである。

内田氏はまた、従来の六典にはなかつた目次を作成して、検索に便にしている。同氏は「きわめて不備なもの」と謙遜しているが、否すこぶる適切な便利なもので、単に検索に便利であるのみでなく、「六典の官制やその職掌、さらにその統属関係などを知る上にも」多くの便宜を提供するものである。

以上のような次第で、本書は『大唐六典』のテキストとして、今日我々が利用できる最良のテキストといわなければならない。六典を利用する研究者

は、今後は必ず本書を参照しなければならぬ。全巻に訓点・送仮名が付されており、且つ現在我々が利用できるすべての六典に関する資料との校合がなされている本書の価値は実に大きいものがある。広池博士の業績を顕彰すると同時に、その意図を継承して、詳細な補訂を加えられた内田氏の御尽力に敬意を捧げたい。